

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 略 2及び3 略 4 この規則において「<u>扶養義務者</u>」とは、被措置者等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>ものであって生計を同じくするもの</u>をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>（1）及び（2） 略 5 略 6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又は扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、<u>所得税法又は租税特別措置法</u>の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額</p>	<p>（定義） 第2条 略 2及び3 略 4 この規則において「<u>主たる扶養義務者</u>」とは、被措置者等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>者</u>をいう。以下同じ。）のうちから<u>総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長が選定した者</u>をいい、「<u>世帯内扶養義務者</u>」とは、<u>被措置者等の同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくする扶養義務者</u>をいう。</p> <p>（1）及び（2） 略 5 略 6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又は<u>その扶養義務者</u>の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、<u>所得税法第78条第1項、同条第2項第1号、同項第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）若しくは第78条第2項第3号（地方税</u></p>

(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

7～9 略

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額(その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額)を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置(同条第2項の医療に係るものに限る。)	被措置者等又は扶養義務者(その全員が保護等を受けていない場合で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年の分の所得税額があるときに限る。)	略
2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施(国の設置する助産施設への入所を除く。)	被措置者等又は扶養義務者(その全員が保護等を受けている場合を除く。)	略

法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の5第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。)及び基準年度の分の市町村民税の所得割額(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

7～9 略

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額(その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額)を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置(同条第2項の医療に係るものに限る。)	被措置者等又はその世帯内扶養義務者(その全員が保護等を受けていない場合で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年の分の所得税額があるときに限る。)	略
2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施(国の設置する助産施設への入所を除く。)	被措置者等又はその世帯内扶養義務者(その全員が保護等を受けている場合を除く。)	略

<p>く。)</p> <p>3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）</p>	<p>略</p>	<p>く。)</p> <p>3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>被措置者等又はその世帯内扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）</p>	<p>略</p>
<p>4 児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同法第31条第2項若しくは第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する者について行われるもの（国の設置する児童福祉施設への入</p>	<p>略</p> <p>扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）</p>	<p>略</p>	<p>4 児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同法第31条第2項若しくは第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する者について行われるもの（国の設置する児童福祉施設への入</p>	<p>略</p> <p>被措置者等の世帯内扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）</p>	<p>略</p>

所を除く。)に限る。)		
5 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又は <u>扶養義務者</u> (そのいずれかが保護等を受けている場合を除く。)	略

2及び3 略

(対象収入額等の申告)

第4条 次の表の第1欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等(前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第2欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を同表の第4欄に掲げる書類により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

略		
2 前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施又は同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置を受ける者並びに同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の <u>扶養義務者</u>	略	略
3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及び <u>扶養義務者</u>	略	

2 略

附 則

1及び2 略

3 当分の間、第3条第1項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置に要する費用を徴収する場合には、別表第3中「2,200円」とあるのは

所を除く。)に限る。)		
5 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又は <u>その世帯内扶養義務者</u> (そのいずれかが保護等を受けている場合を除く。)	略

2及び3 略

(対象収入額等の申告)

第4条 次の表の第1欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等(前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第2欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を同表の第4欄に掲げる書類により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

略		
2 前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施又は同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置を受ける者並びに同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の <u>世帯内扶養義務者</u>	略	略
3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及び <u>その世帯内扶養義務者</u>	略	

2 略

附 則

1及び2 略

3 当分の間、第3条第1項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置に要する費用を徴収する場合には、別表第3中「2,200円」とあるのは

「1,100円」と、「4,500円」とあるのは「3,300円」と、「6,600円」とあるのは「6,600円（被措置者等及び扶養義務者の市町村民税の所得割額の合算額が5,000円以下である場合にあっては、4,700円）」と読み替えて、同表の規定を適用する。

別表第1（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等及び扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	略

備考 略

別表第2（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	略

別表第3（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合	略
2 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
3 被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	略

別表第5（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等及び扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	略

備考 略

「1,100円」と、「4,500円」とあるのは「3,300円」と、「6,600円」とあるのは「6,600円（被措置者等及びその世帯内扶養義務者の市町村民税の所得割額の合算額が5,000円以下である場合にあっては、4,700円）」と読み替えて、同表の規定を適用する。

別表第1（第3条関係）

1 被措置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等及びその世帯内扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	略

備考 略

別表第2（第3条関係）

1 被措置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等又はその世帯内扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	略

別表第3（第3条関係）

1 被措置者等及び世帯内扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合	略
2 被措置者等及び世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
3 被措置者等又は世帯内扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	略

別表第5（第3条関係）

1 被措置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等及びその世帯内の扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	略

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所措置等に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所措置等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。